

P.  
C.  
～ペアレンタル・コントロールド～

彩宮菜夏

## ブローグ

憲法 第三章 国民の権利及び義務

第二十七条【児童福祉保護管理権】

(通称・ペアレンタル・コントロール権)

① すべて国民は、法律の定めるところにより、児童の健全な発育及び成長を妨げる権力、活動、労働、言論、表現その他すべての事物から児童を保護する権利を有する。

② すべて国民は、前項の目的を達するため、法律の定めるところにより、その保護する子女に対して干渉する権利を有する。

と、公民の教科書には声高らかに謳われている。先の大戦で多くの前途ある子どもたちが命を落としたことへの反省から、愚かな大人たちの身勝手な子どもを縛り付けることのないよう、子どもたちを保護するための権利なのだ。

乱れ、墮落した大人などに価値はない。そんなものより、純粹で美しく、輝かしい未来を持つ可能性に充ち満ちた愛すべき子どもに全力を注ぎ、育て上げるべきだ。そういう発想を元に、この条文は作られた。

まあそれはいい。この世の中には、オレたち子どもを利用してあくどい商売を考えるるくでもない輩が山ほどいる。そういう連中を駆逐するためにも、こういうお堅い決まり事も必要といえれば必要なのだろう。たぶん。

問題があるとすれば第二項、干渉する権利云々という部分である。この条文をあえて義務としなかったのは、「国家からの強制性をなくすことで国民の意識を高め、自発的な行動を盛んにする」という狙いがあるらしい。

それは結構なだけけど、困るのは、意識があまりに高まりすぎたお方たちだった。基本的人権尊重の理念に反するとか子どもの側の自由を奪うとかいう過去に多くなされた批判は、条文の拡大解釈や国連子どもの権利条約の批准拒否なんかでのらりくらりとかわされ続け、めでたく現在に至っている。

何しろ崇高な理念のためなのだ。やむを得ない。

「子どもたちのために」

この輝かしいモットー、錦の御旗は、全国民全大人の胸中に深く刻み込まれている。子どもたちは大切な宝だ。弱く未熟で自ら満足に判断を下すことの出来ない幼気いたいけな子どもたちは、何としてでも我々大人が、ありとあらゆる手を尽くして守ってやらなければならない。愛と正義の名の下に、感涙にむせびながら、心優しき大人たちは立ち上がった。法令、科学技術、教育活動などをフルに活用し、膨大な予算がつき込まれた社会システムが構築され、稼働し、そして――。

暴走が始まったのだ。